表1. 高森家文書目録

Ι	I 鋳物師由緒・取決関係 (仁安の御綸旨、仲間座法、諸役免除などの願書) 26件26点									
No	年代 (年·月·日)	名 称 (表 題)	差出(作成者)	受 取	形態	法量 (縦×横cm)	備考			
1	原本は 仁安2(1167)・11・	仁安の御綸旨写 (蔵人所牒)	蔵人所(出納明法生 中原 他4名)	燈爐御作手鋳物師等所河内国丹南郡狭 山郷内日置庄鋳物師散在等所	巻子	32.8 × 171.0	宿紙(薄墨色の紙)。「御綸旨」と墨書された木箱入り。			
	原本は 仁安2(1167)・11・	仁安の御綸旨写 (蔵人所牒)	蔵人所(出納明法生 中原 他4名)	燈爐御作手鋳物師等所河内国丹南郡狭 山郷内日置庄鋳物師散在等所	継紙	24.3 × 136.5	「1」の写し。「御綸旨之冩」「原本/薄墨紙/縦一尺一寸一分横五尺二分」との貼紙。裏打済。朱でカナ、返り点などが加筆。「1」と同じ箱入り。			
3	文政7(1824)・9・	鋳物師職許状	美濃守斎部宿祢 (真継康寧)	越中国射水郡 高岡金屋町鋳物師 高森久右衛門	竪紙	33.3 × 52.0	宿紙(薄墨色の紙)。康寧(ヤスサダ)は真継家12代目(1783~1827)。			
4	嘉永2(1849)•10· 19	金屋町鋳物師仲間規定 (四番金屋規定之事)	釜屋久右衛門	金屋 弥兵衛・十右衛門・宗兵衛・久左衛門	継紙	24.0 × 60.0	少虫。歩持の割合により割当・譲替する者がいても仲間内で引取る。不時の修復入用があっても仲間内で割符すること等。1枚ずつ4人に渡す。嘉永7年(1854)の可能性もある。			
5	慶応2(1866)・5・?	金屋町鋳物師仲間規定 (四番吹場規定之事)	釜屋与四兵衛	釜屋久右衛門	竪紙	24.1 × 35.7	虫損。金屋町々頭 権右衛門・長右衛門の裏書あり。			
6	慶応2(1866)・5・?	金屋町鋳物師仲間規定控 (四番吹場規定之事)	釜屋与四兵衛	釜屋久右衛門	竪紙	24.3 × 35.5	上記史料の控え。			
7	?-10-18	吹日等規定証文(四番金屋規定事)、 与四兵衛新たたらに付願状(乍憚御小 紙奉願上候)	久右衛門	肝煎 義太郎	切継紙	14.8× (約83.0)	虫損。久右衛門と与四兵衛との「新たたら」についての争いの結果の和解を確認する権右衛門・甚右衛門の奥書あり。冒頭部分断。			
	寅〔嘉永 7(1854)?〕•7•?	金屋町絵図に名前書入願状写(乍憚 小紙を以御願申上候)	金屋町釜屋弥兵衛	高原屋 文九郎	切継紙	15.6 × 125.3	虫損。四番金屋の歩持ち、先祖代からの由緒についてなど。高原屋文九郎(逸見文九郎) とあることから「寅」は嘉永7年(1854)か?			
9	嘉永7(1854)・8・?	久右衛門吹場の内弥兵衛分に付奉行 所へ上申願書	金屋町久右衛門セ かれ久之助 他2名	高原屋 文九郎	切継紙	15.5 × 196.8	虫損甚だし。後半部一部補修済。弥兵衛が難渋していた際、四番吹場の内から2歩の土地を預かったが、今吹場の大普請等の借金が返済不能による争論。年代は本史料と同文である下記史料に明記されており判明。			
10	嘉永7(1854)•8•?	久右衛門吹場の内弥兵衛分に付奉行 所へ上申願書控	金屋町久右衛門セ かれ久之助 他2名	高原屋 文九郎	継紙	24.1 × 174.8	虫損。上記史料の控え。			
11	?•?•?	鋳物師仲間書上帳 (場参金屋書物写上ヶ申控)			横半帳	13.1 × 18.5	少虫。10丁(墨付6丁)。久右衛門・弥平・十右衛門・久左衛門・宗兵衛の仲間5人の割符 や、書類の書き上げの写しなど。「文化十(1813)酉八月廿一日二相改」の記述あり。			
12	?[正徳 3(1713)?]·11·22	金屋町鋳物師炭数等につき報告書写	(新川郡奉行) 神子田孫七郎(良 正)、高畠源蔵(定 恒)	(高岡町奉行) 石川主計(守勝)、 今村喜太夫(正房)	継紙	24.1 × 32.0	虫損甚だし。高岡鋳物師の燃料の炭は新川郡(水橋・愛本)などから(特権を持つ木町商人を通さず)直接買っていた。正徳3年8月に炭を積んで千保川を登っていた高岡鋳物師の舟が木町の舟見伝助に抑留され、奉行所に訴えて事なきを得た事件があったので、本史料はその関連であろう。			
13	延享1(1744)・9・?	高岡鋳物師諸役免許願状控(乍恐口 上書を以奉願上候)	金屋町釜屋鋳物師 与三左衛門他30名	高岡町奉行所	継紙	24.1 × 96.0	虫損甚だし。利長よりの由緒や、宝永2年(1705)に諸役が由緒を以て免除されたことを述べ、近年また緒役が課され「迷惑至極」であり、また免除を願い出ている。			
	寅〔明和 7(1770)]•閏6•?	諸役免許除願状控 (乍恐口上書を以奉願上候)	金屋町鋳物師 万右衛門他34名	高岡町御会所	継紙	24.8 × 98.2	虫損甚だし。仁平3年(1153)の源三位頼政の鵺退治(仁平の故事)以来の高岡鋳物師の 由緒を記し、諸役(馬借銀など)免除を願い出ている(『高岡市史』(中巻)p196~198に翻 刻掲載)。13人目以降は裏に連署。			

15	卯〔明和 8(1771)]•2•?	馬借銀宿役等御用銀免除再願書写 (乍恐重而書付を以奉願上候)	金屋町鋳物師 万右衛門(中略) 弥次兵衛	高岡町御会所	継紙	24.7 × 38.4	少虫。年代は「去年閏六月」に願い出たとあるので、上記史料の翌年であると推察。
16		諸役免除願に付町会所よりの答書及 び鋳物師請書写	高岡町会所(町方 三役)・惣鋳物師	町年寄・町会所・鋳物師	継紙	23.0 × 109.6	虫損。ウハ書「明和七年寅同六月願出シ/同卯五月十日願書返り」。上記願書の返書(『市史』(中巻)p206~208に翻刻が一部掲載)。特権は再確認されたが、鋳物師職以外の商売には緒役がかかるなどと通達。
17		御用銀馬借銀免除願書写(乍恐口上書を以奉願上候)	金屋町鋳物師弥右 衛門、同久右衛門 他2名	高岡町御会所	竪紙	23.2 × 33.0	少虫。「巳年」の年代は不明だが、「去々年御難題成御願申上候」とあり、「去々年」を明和 8年とすることによる推察。
18		仏具屋甚右衛門灯籠鋳造一件に付一 札写	(高岡町奉行) 野村五郎兵衛、 小堀八十太夫	真継美濃守(康寧)、 奥村左京	継紙	24.0 × 110.8	虫損。高岡中島町の仏具屋甚右衛門は文化7年に勝興寺の唐金台灯籠を鋳造したことに対し、金屋町鋳物師は訴えて勝訴した。その際に真継家の協力を仰ぎ、高岡町奉行所へ申入れをしてもらった。本史料はその関連。後半部は10月23日付で両奉行より奥村左京への報告書の写し。左京は年代から八家奥村支家11代質直であろう。「仏具屋甚右衛門書附一件」の付箋付き。
19		長右衛門鋳物師旧職名乗に付差止願 書写(乍恐書付を以奉願上候)	当職鋳物師 彦兵衛 他8名	高岡町 御会所	継紙	24.0 × 88.6	虫損甚だし、上部ヤブレ。砺波郡駒方村より久右衛門へ奉公していた、長右衛門が真継家へ偽って旧職(由緒)鋳物師の様に申立て、許可書を貰ってしまったので、それを差止めるために真継家へ上申してよいか、高岡町会所への伺い。「旧家等長右衛門一件」付箋。「御拝領地古書物入」の包紙。
20	又以8(1825)・? (知な)。2	長右衛門鋳物師旧職名乗りに付等申 渡写(鋳物師例旧記等御才判御書立 之写)	奉行所	肝煎·鋳物師	継紙	23.9 × 188.3	虫損甚だし、上部ヤブレ。上記の一件を含めた、高岡鋳物師や(恐らく金屋町の)肝煎と奉行所との間でやり取りされた記録の写し。「旧家等長右衛門一件」付箋。「御拝領地古書物入」の包紙。
21	戌[天保 9(1838)]·5·26	鋳物師口銭等免除願出に付書上写	(高岡町奉行) 由比忠左衛門・ 大橋作之進	御算用場	切継紙	15.6 × 65.8	虫損、シミ。後半部一部補修済。6月7日付の算用場から両奉行に宛てられた不承諾の旨の奥書あり。年代は両奉行在任の重複期間からの推定。
22	?(子)•12•8	四郎右衛門新吹場建設に付和談次第 書上控	金屋町々頭 権兵衛·久右衛門 ·与四兵衛	高岡 町御会所	継紙	21.0 × 70.5	少虫、シミ。「鋳物師一巻入」の包紙内にあり。金屋町の四郎右衛門が建設。「四郎右衛門 方たゝらの書附」付箋。
23		 拝領地之内貸地年貢米に付願控 (乍 恐書付を以奉願上候) 	金屋町釜屋久右衛門	高岡町御会所	継紙	24.1 × 160.2	少虫。金屋町(溜?)屋八兵衛に屋敷分だけを拝領地から貸し、その年貢米(地代)1斗9升5 合を取っていたが、最近は未納である。何箇所も印あり。文面を推敲している。「鋳物師一 巻入」の包紙内にあり。
24	?(午)•10•?	金屋町拝領地境目に付答書写	金屋町々頭 釜屋 久右衛門、釜屋与 四兵衛	高岡町御会所	継紙	24.1 × 157.6	虫損甚だし。金屋町と横田村との拝領地の境目論争。横田村が差出した書付の相違点を述べると冒頭にある。「御拝領地書附」の付箋。「御拝領地古書物入」の包紙。
25	?(丑)•8•28	久兵衛久右衛門争論に付詫待願状	久兵衛組合 釜屋万四郎他5名	梅染屋 仁右衛門	切紙	24.1 × 29.1	少虫。争論の内容は不明。来る6日まで詫びを待ってほしい旨。守山町の梅染屋(桑山姓)で「仁右衛門」を名乗るのは6、7代で18世紀前半の人物。
26	?•?•?	勅許鋳物師看板		高守久右衛門政明	木製 看板	174.0 × 28.5	虫損甚大。「(菊紋)勅許御鋳師 高守久右衛門政明」と墨書。
-							